

平成14年11月28日  
原子力安全対策課  
(14-86)  
<14時記者発表>

## 原子力発電所事故・故障発表基準の一部改訂について

福井県では、施設設置者と締結している安全協定に基づき連絡がある異常事象については、そのすべての案件について、「原子力発電所事故・故障発表基準」(資料1)に基づき公表しています。

この基準に基づき、平成14年11月12日に発生した「美浜発電所3号機1次冷却材封水注入ラインベント弁溶接部からの漏洩」については、発表基準Cに該当する事象であったため発生時点での公表は行わなかったが、補修作業中の11月14日の深夜に漏洩量が著しく増大したため、原子炉の運転を停止することとなり、11月15日未明にその内容の発表を行いました。

県としては、今回の事象に対する取り扱いには現在の基準に照らし問題はなかったと考えていますが、今回のような事象についてより早期の公表を求める意見があること、また、東京電力のデータ不正問題による原子力に対する国民、県民の信頼感が大きく損なわれていること等を踏まえ、より透明性のある原子力安全行政に積極的に取り組んでいく必要があることから、発表基準を一部改訂し、新基準(資料2)により運用することとします。

### <添付資料>

1. 原子力発電所事故・故障発表基準(平成4年2月14日改訂)
2. 原子力発電所事故・故障発表基準(平成14年11月28日改訂)

## 原子力発電所事故・故障発表基準

平成 4 年 2 月 14 日  
福井県県民生活部  
原子力安全対策課

### 1. 発表基準 A

( 発生が時間外であっても即時発表する事象 )

#### (1) 運転および発電所設備関係

協定書第 6 条第 1 号該当事象 ( 非常事態が発生したとき )。

協定書第 6 条第 6 号該当事象 ( 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき )

協定書第 6 条第 1 2 号該当事象 ( 計画外に発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき ) のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 原子炉運転中に、原子炉が自動停止したとき。
- 2) 原子炉運転中に発生した事故・故障の調査・点検・補修のため、原子炉を手動停止するとき。

協定書第 6 条第 4 号該当事象 ( 不測の事態により、放射性物質等が漏洩したとき ) のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 放射性物質等が管理区域外に漏洩したときであって、環境モニタリングデータに変化を生じたとき、またはその恐れのあるとき。

協定書第 6 条第 1 1 号該当事象 ( 発電所に故障が発生したとき ) のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき。ただし、原因が測定装置の故障の場合は除く。
- 2) 原子炉の信頼性に関連する測定装置が設定値を超えたとき。ただし、原因が測定装置の故障の場合は除く。

協定書第 6 条第 5 号該当事象 ( 周辺環境に異常が発生したとき )。

(2)その他

協定書第6条第7号該当事象（発電所敷地内において火災事故が発生したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 発電所建屋内で火災が発生したとき。ただし、簡易消火器により消火した場合（小火災）は除く。
- 2) 建屋外の火災であって、発電所設備に影響を与える恐れのあるとき。

協定書第6条第8号該当事象（放射性物質輸送中に事故が発生したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 放射性物質による汚染があったとき、および汚染の恐れがあったとき。
- 2) 輸送中の単なる交通事故であっても、発生場所が県内であったとき。

協定書第6条第9号該当事象（放射性物質の盗取等）。ただし、公安委員会と協議の上実施する。

2. 発表基準 B

（発生が時間内であれば即時発表する事象。時間外であれば次の勤務時間内）

- (1) 協定書第6条第2, 3号該当事象（放射線業務従事者の被ばく線量が法令で定める線量当量限度を超えたとき、または特別の措置を行ったとき）。
- (2) 協定書第6条第4号該当事象（不測の事態により、放射性物質等が漏洩したとき）のうち、次の事象に該当するとき。
  - 1) 放射性物質等の管理区域内での漏洩であって、人の退避等の措置を取ったとき。
- (3) 協定書第6条第11号該当事象（発電所に故障が発生したとき）のうち、基準 A に該当しないが、法律および通達に基づき国に報告する事象。ただし、発生時点では、法律または通達に該当するかどうか確定できない事象であるときは事象確定後とする。
- (4) 協定書第6条第12号該当事象（計画外に発電を停止したとき、または

不測の事態により出力が変動したとき)のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 原子炉運転中に、タービン・発電機が自動停止したとき。
- 2) 原子炉運転中に、計画外の出力変化(原子炉または発電機)が生じたとき。ただし、変動幅がごく小さいもの(5%未満程度)は除く。
- 3) 原子炉運転中に発生した事故・故障の調査・点検・補修のため、原子炉出力を抑制するとき。

(5) その他、協定書第6条第13号該当事象(その他、国に報告する事項 = 法律および通達に基づき国に報告する事象)

### 3. 発表基準 C

(月例報告、福井県原子力環境安全管理協議会報告または定期検査状況等発表に併せて発表する事象)

- (1) 協定書第6条第4号該当事象(不測の事態により、放射性物質等が漏洩したとき)のうち、基準 A, B に該当しないとき。
- (2) 協定書第6条第7号該当事象(発電所敷地内において火災事故が発生したとき)のうち、基準 A に該当しないとき。
- (3) 協定書第6条第10号該当事象(労働災害)
- (4) 協定書第6条第11号該当事象(発電所に故障が発生したとき)のうち、基準 A, B に該当しないとき。

(注) 運転中のよう素濃度上昇は、燃料検査の結果、漏洩燃料体が確定した時点で通達事象となる。

(5) 協定書第6条第12号該当事象(計画外に発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき)のうち、基準 A, B に該当しない事象。

# 原子力発電所事故・故障発表基準

平成14年11月28日

福井県県民生活部

原子力安全対策課

下線部：現在の事故・故障発表基準(H4.2改訂)から内容を変更した箇所（平成4年5月28日の安全協定の改訂による条項および用語の変更は除く）

## 1．発表基準 A

（発生が時間外であっても即時発表する事象）

### (1) 運転および発電所設備関係

協定書第6条第1号該当事象（非常事態が発生したとき）

協定書第6条第2号該当事象（非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき）

協定書第6条第3号該当事象（不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏洩したときであって、環境モニタリングデータに変化を生じたとき、またはそのおそれのあるとき。

協定書第6条第4号該当事象（計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 原子炉運転中に、原子炉が自動停止したとき。
- 2) 原子炉運転中に発生した事故・故障の調査・点検・補修のため、原子炉を手動停止するとき。

協定書第6条第5号該当事象（発電所に故障が発生したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、またはそのおそれがあるとき。ただし、原因が測定装置の故障の場合は除く。
- 2) 原子炉計装、安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。ただし、原因が測定装置の故障の場合は除く。

協定書第6条第12号該当事象（周辺環境に異常が発生したとき）

## (2)その他

協定書第6条第6号該当事象（発電所敷地内において火災が発生したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 原子炉施設またはこれに関連する施設内で火災が発生したとき。ただし、簡易消火器により消火した場合（小火災）は除く。
- 2) 施設外の火災であって、原子炉施設またはこれに関連する施設に影響を与えるおそれがあるとき。

協定書第6条第7号該当事象（放射性物質の輸送中に事故が発生したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 放射性物質による汚染があったときまたは汚染のおそれがあったとき。
- 2) 輸送中の単なる交通事故であっても、発生場所が県内であったとき。

協定書第6条第11号該当事象（放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき）。ただし、公安委員会と協議の上実施する。

## 2. 発表基準 B

（発生が時間内であれば即時発表する事象。時間外であれば次の勤務時間内）

(1) 協定書第6条第3号該当事象（不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 放射性物質または放射性物質によって汚染されたものの管理区域内での漏洩であって、人の退避等の措置を取ったとき。
- 2) 放射性物質または放射性物質によって汚染されたものの管理区域内での漏洩であって、原子炉の運転または当該系統の使用等に影響（待機除外を含む）を与えずに、系統隔離により容易に漏洩が防止できる事象を除く事象

（例）

- ・ 原子炉の運転を継続しながら、または当該系統を使用しながら漏洩箇所を「原子力発電設備維持に係る技術基準について（平成8年3月：（財）発電設備技術検査協会）」に定める暫定補修方法で補修するとき。
- ・ 原子炉施設保安規定に基づく運転上の制限を満足しない状態となり、必要な措置（補修）を講じるとき。
- ・ タンク本体またはそれに付随する隔離できない箇所からの漏洩（漏洩防止堰内の漏洩を含む）

(2) 協定書第6条第4号該当事象（計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき）のうち、次の事象に該当するとき。

- 1) 原子炉運転中に、タービン・発電機が自動停止したとき。

- 2) 原子炉運転中に、計画外の出力変化（原子炉または発電機）が生じたとき。  
ただし、変動幅がごく小さいもの（5%未満程度）は除く。
  - 3) 原子炉運転中に発生した事故・故障の調査・点検・補修のため、原子炉出力を抑制するとき。
- (3) 協定書第6条第5号該当事象（発電所に故障が発生したとき）のうち、次の事象に該当するとき。
- 1) 基準Aに該当しないが、法律および通達に基づき国に報告する事象。ただし、発生時点では、法律または通達に該当するかどうか確定できない事象であるときは事象確定後とする。
  - 2) 運転中に燃料集合体の漏洩と判断されたとき（1次冷却材中のよう素濃度等の上昇など）。なお、この事象は、燃料検査の結果、漏洩燃料集合体が確定した時点で通達事象となる。
- (4) 協定書第6条第8，9号該当事象（放射線業務従事者等の被ばくが法令で定める線量当量限度を超えたとき、または特別の措置を行ったとき）。
- (5) その他、協定書第6条第13号該当事象（その他、国に報告する事項＝法律および通達に基づき国に報告する事象）

### 3．発表基準C

（月例報告、福井県原子力環境安全管理協議会報告または定期検査状況等発表に併せて発表する事象）

- (1) 協定書第6条第3号該当事象（不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき）のうち、基準A，Bに該当しないとき。
- (2) 協定書第6条第4号該当事象（計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき）のうち、基準A，Bに該当しない事象。
- (3) 協定書第6条第5号該当事象（発電所に故障が発生したとき）のうち、基準A，Bに該当しないとき。
- (4) 協定書第6条第6号該当事象（発電所敷地内において火災が発生したとき）のうち、基準Aに該当しないとき。
- (5) 協定書第6条第10号該当事象（労働災害）